

部活動に係る活動方針

京都府立向陽高等学校

京都府教育委員会が平成31年4月に改定した「京都府部活動指導指針」を踏まえ、本校の部活動に係る活動方針を以下のように策定する。

1 部活動の意義について

高等学校における部活動は、学習指導要領において「生徒の自主的、自発的な参加により、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するもの」と位置づけられている。また、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られる」とともに「地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力や各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにする」とも示されている。

部活動は、学級や学年の枠を超えて、生徒が組織し、活動を展開することにより、生徒が、仲間や教師等と密接に触れ合い、自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する場として大変有意義な活動と言える。また、部活動は生徒のよりよい学校生活を一層促進し、生徒や保護者の学校への信頼や期待をより高めるとともに、学校全体における一体感の醸成にもつながるものとして、我が国の学校教育においては、人間形成の観点からも大きな役割を果たしてきた。

また、学校教育の一環として、興味と関心を持つ同好の生徒が、教員等の指導のもと、自主的・自発的に行うものであり、より高い水準の技術や記録に挑戦したり、発表会等に参加し、活動を実践したりする中で、楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。

2 練習時間・休養日の設定等

原則、「京都府部活動指導指針」の設定を運用するが、本校の特色や校内施設状況、地域や学校の実態等を踏まえ、下記のように設定する。

◇練習時間・休養日について

- ・練習時間・休養日の設定については、生徒の心身の状態を的確に把握し、種目特性や練習内容、大会や発表会の予定を考慮しながら設定する。

- ・合理的かつ効率的・効果的な練習を行い、原則として長くとも平日は3時間程度、土、日曜日及び祝日に実施する場合は4時間程度とする。なお、大会や発表会、施設割当等の状況に応じて、土、日曜日及び祝日の午前・午後帯の連続した活動を認める。
- ・長期休業中の練習については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずる。
- ・週当たり1回以上休養日を設定する。
- ・月当たり2回程度、土・日曜日に休養日を設定するよう努める。

◇活動計画（年間・月間）等について

- ・活動計画については、学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活を生徒がバランスよく行えるよう、練習や大会参加等を計画的に設定、管理するとともに、参加する大会や発表会等を精選する。
- ・部活動の活動方針及び活動計画においては、年間行事をふまえ長・中・短期的目標を立案し、練習や試合、発表会、イベント等を含め、年間・月間の計画表を作成する。
- ・活動計画の内容や変更については、できる限り事前に、該当生徒や保護者に対して書面等で示すようにする。

3 指導の在り方について

◇適切な指導

- ・成長期にある生徒のスポーツ障害・外傷やバーンアウト等を予防するとともに、心理面の疲労回復のために、適切な練習時間や休養日を設定する等、合理的でかつ効率的・効果的な練習を行うようにする。
- ・生徒の多様なニーズに対応し、多くの生徒が部活動を行える機会を設けるよう努める。

◇体罰、パワー・ハラスメント等の防止

- ・体罰は、学校教育法第11条で明確に禁止されている行為であるとともに、生徒に対する人権侵害であり、いかなる理由があろうともゆるされるものではない。体罰等を防止するため、指導者は生徒との関係が支配、被支配の関係になる危険性があることを常に意識し、日常の活動を通じて、生徒とのコミュニケーションを密に図りながら信頼関係を構築するようにする。
- ・指導者と生徒の人間関係の中で、言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等、また、身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりする）な発言等はあってはならない。

◇スクール・セクハラ等の防止

- ・教職員（顧問）と生徒の人間関係の中で、親しさ等のつもりの発言や身体的接触などが、生徒を不快にさせる性的言動となる場合があり、不快に感じるか否かは、生徒によって個人差が見られることから、教職員（顧問）の言動を生徒自身がどのように感じ、捉えるかが非常に重要であることを常に認識するようにする。

- ・教職員研修等を通じて、スクールセクハラの未然防止に努める。

4 安全管理と事故防止について

◇安全管理

- ・計画的な活動により、発達の段階や体力に違いを有する生徒の疲労状況や精神状況、技能の習得状況等を適切に把握し、無理のない練習となるよう留意する。
- ・他の部活動と活動場所を共有する場合は、顧問間の連携等により、生徒同士および器具等の接触・衝突の回避を図り、球技等では防球ネットを配置するなど、安全対策を講じる。

◇事故防止

- ・怪我・事故等が起こった場合の医療機関・関係者等への連絡体制の整備や心肺蘇生法（AED設置状況及び使用方法等）など、危機管理マニュアルに基づき対応する。
- ・気候や気象の変化に応じた対応を事前に想定することにより、熱中症や落雷、突風などの急激な気象変化への対策を講じる。